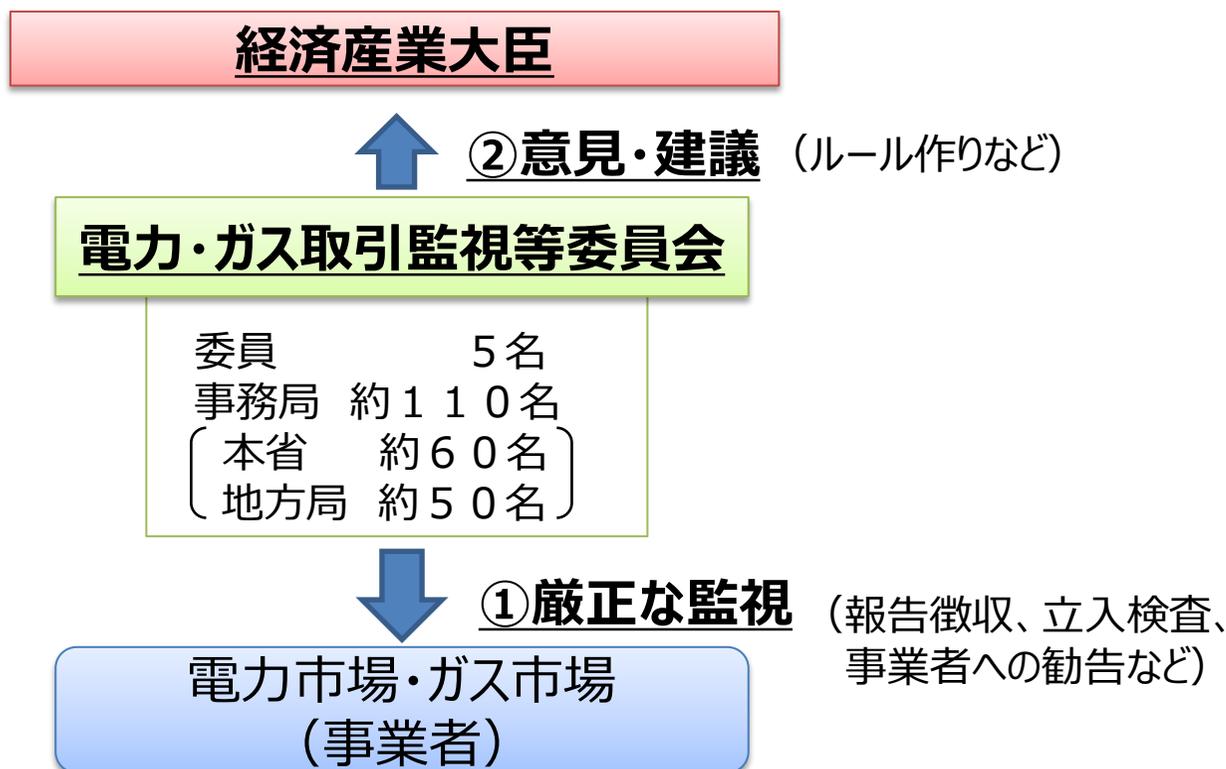


ガスの小売全面自由化について



電力・ガス取引監視等委員会とは

- 電力システム改革の実施に当たり、健全な競争が促されるよう、**市場の監視機能を強化**するため、**経済産業大臣直属の組織**として、平成27年9月に設立。
- 平成28年4月1日からは、都市ガス、熱供給事業も業務の対象に追加。
- ①**適正な取引**が行われているか厳正な「**監視**」を行うほか、②必要な**ルール作り**などに関して経産大臣へ「**意見・建議**」を行う。



委員長・委員構成

- 委員は、**法律**、**経済**、**金融**又は**工学**の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命。

八田 達夫
(委員長)



【経済】
大阪大学 招聘教授
アジア成長研究所 所長

稲垣 隆一
(委員長代理)



【法律】
稲垣隆一法律事務所
弁護士

林 泰弘



【工学】
早稲田大学大学院
教授

圓尾 雅則



【金融】
SMBC日興証券
マネージングディレクター

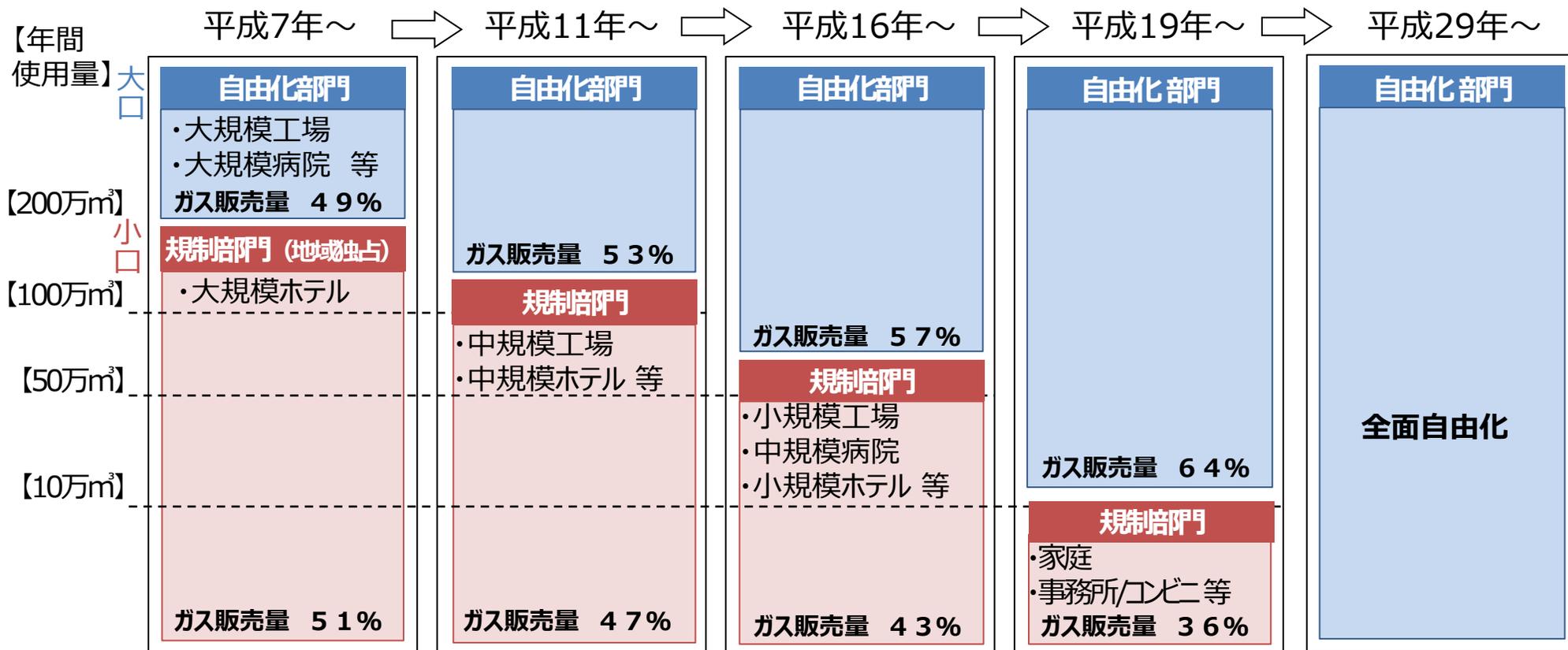
箕輪 恵美子



【会計】
監査法人トーマツ
パートナー 公認会計士

ガスの小売自由化の経緯

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、平成7年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 平成29年4月からは家庭を含む全ての都市ガスの利用者が供給元を選べるようになる。

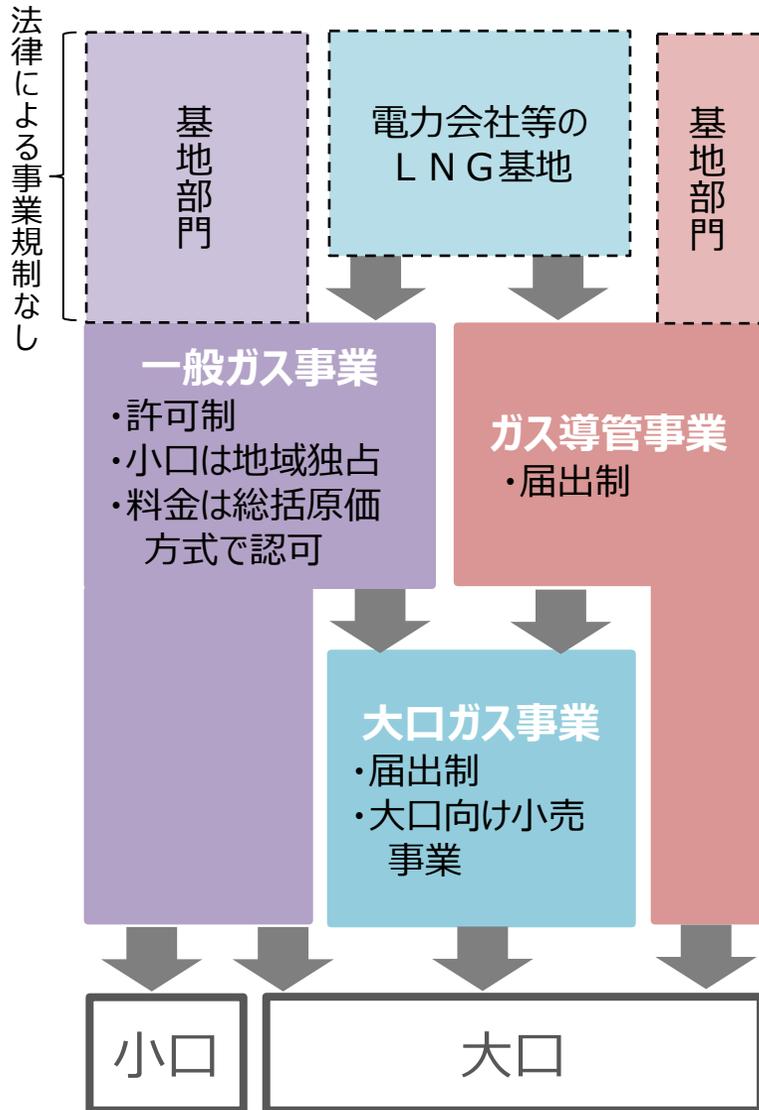


(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展していない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

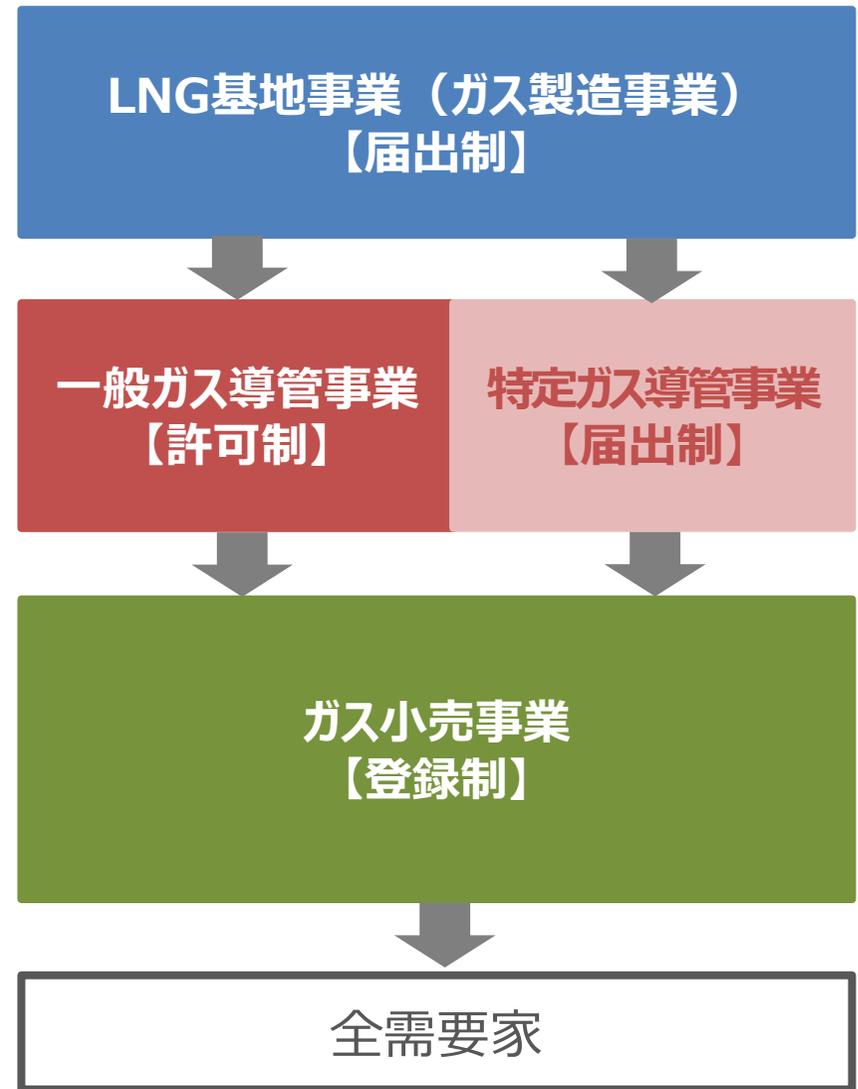
(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合(平成26年度実績)。

(参考) 小売全面自由化後の事業類型

【現在の事業類型】

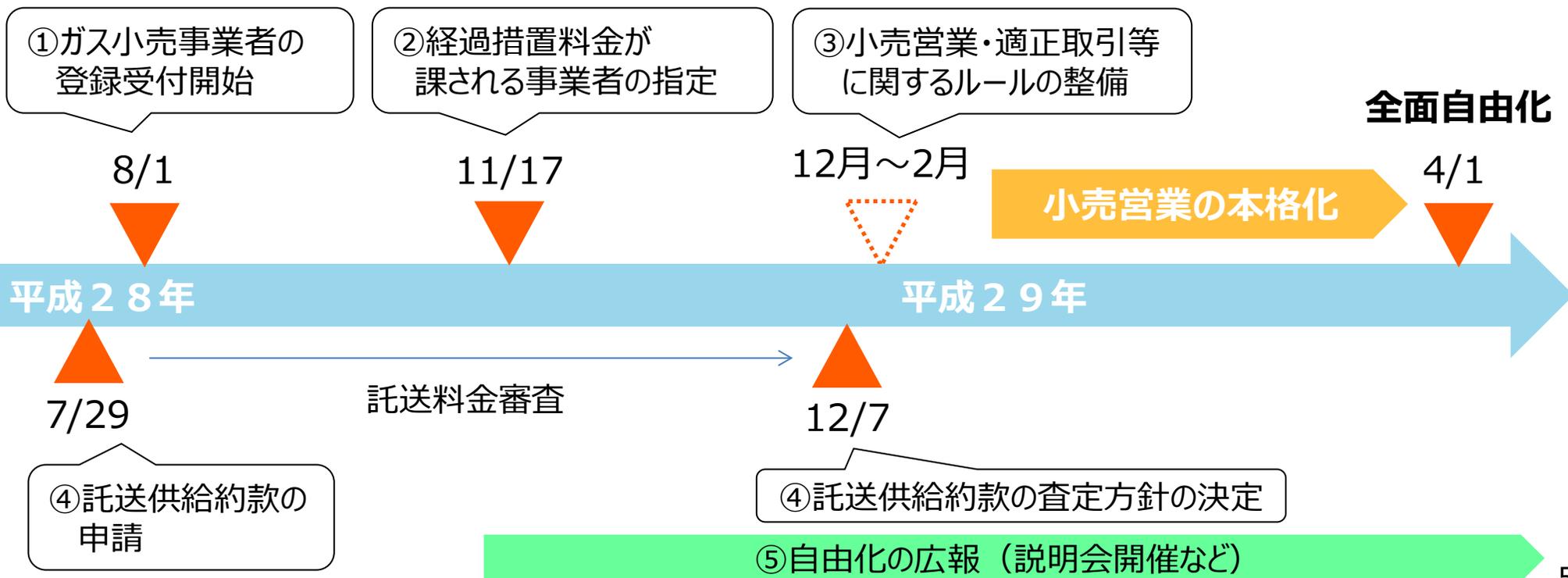


【小売全面自由化後(平成29年4月以降)の事業類型】



ガスの小売全面自由化（本年4月）に向けた取組

- ①小売事業者の登録の審査 → これまでに18社が申請、10社（電力会社等）が登録
- ②経過措置料金（規制料金）が課される事業者の指定の審査
→ 一般ガス事業者：12事業者、簡易ガス事業者：432事業者を指定
- ③小売営業・適正取引等に関するルールの整備
- ④託送供給約款・託送料金（ガス導管の利用ルール・利用料）の審査 → 査定方針決定
- ⑤自由化の広報



小売分野に関するガイドラインの策定状況

- 電力・ガス取引監視等委員会において、本年4月の小売全面自由化後にガス小売事業者が遵守すべき説明義務や書面交付義務の詳細、公正かつ有効な競争の確保の観点から望ましい行為等を中心に議論。所要の意見公募手続を経た上、策定（詳細は各ガイドラインの資料を参照）。

【小売分野に関連する主なガイドライン】

『ガスの小売営業に関する指針』【新設】

ガスの需要家の利益の保護の観点から、需要家への適切な情報提供（説明義務・書面交付義務の詳細等）や、営業・契約形態、契約内容等の適正化を図るべく、問題となる行為や望ましい行為について指針を定めたもの。

『適正なガス取引についての指針』【改正】

独占禁止法上問題となる行為及びガス事業法上の業務改善命令の発動に関する考え方を明らかにし、公正競争の確保やガスの適正取引の確保の観点からガス事業者向けの指針を定めたもの。